

# 近世時代後期における宮古の自然災害

砂川玄正

## はじめに

宮古は「台風銀座」と呼ばれる程に年に数個の台風に襲われる。又、四面、海に囲まれた山も川もない島故に日照りが長引くと早魃状況となる。大きな台風に襲われ、加えて早魃が続くと作物が採れず飢饉となる。こうした自然災害のたびに近世時代の宮古の人々は家を失い、上納粟どころか喰い物さえも採れず、村の貯穀物や蘇鉄・草木までも食い尽くして多数の餓死者・病死者を出した。自然災害による急激な人口減少は、家や作物を失って生き残った人々に定額人頭税の個人負担額を更に増加させた。人頭税そのものの軽重に関わらず、今日まで人頭税をして過酷と言わせた由縁がこの自然災害にある。特に近世後期の宮古は、津波・台風・早魃・飢饉・疫病と、相次ぐように大きな自然災害に襲われている。ここでは近世後期に宮古を襲った自然災害のうち、1771年の「明和の津波」、1836年の「申年の大風・飢饉」、1844年の「辰年の大風」、1852年の「子年の大風・飢饉」について、周知の史資料と新しく確認された史料を紹介検討し、新旧史料相補足して少しでもこれらの災害の全様を明らかにしたい。

## 明和の津波

### 1. 「明和の津波」について

1771（乾隆36）年3月10日の午前8時頃、宮古・八重山間の海底を震源地に大きな地震が起こった。その影響で津波が発生、地震から一刻の間に3度に渡って津波が宮古に押し寄せた。この津波で宮古島南岸沿いの宮国村・新里村・砂川村・友利村や池間島・来間島・伊良部島・下地島・多良間島・水納島など、多くの村々が多大な被害を受け、崩壊家屋1054軒・死者2548人の被害を出した。

この「明和の津波」に関しては『宮古島在番記』『球陽』に公式記録があり、又、『宮古史伝』（昭和2年・慶世村恒任）・『宮古島庶民史』（昭和32年・稲村賢敷）の歴史書等に紹介されているが、数年前、『思明氏家譜』の付属文書である「御問合書」（明和の津波に関する被害状況の報告書）が確認されている。ここではこれら「明和の津波」に関する史資料をまとめ、「御問合書」については翻刻に対訳を付して紹介する。

### 2. 「明和の津波」に関する史資料

#### (1) 『宮古島在番記』に見る「明和の津波」

『宮古島在番記』は、「同（乾隆）三十六年卯三月十日大波揚アリ、宮国・新里・砂川・

友利四ヶ村人家被引流、往古末聞ノ大變ニ付、御届飛船一艘ハ大筆者仮若文子真喜屋仁屋、一艘ハ前里筆者豊見山仁屋。」「右大波多良間島モ同前ノ段飛船有之、諸事為取計名嘉真親雲上・頭下地親雲上・詰医者知念春林・脇目差都合四人罷渡候帰帆ノ砌琉球へ漂着ニテ帰島。」と記すのみである。

①1771年3月10日に津波があり、宮国・新里・砂川・友利4ヶ村の人家が引き流され、前代未聞の災害なので、王府への報告のため飛船を2隻出したこと。②多良間島も同様に津波の被害があった旨、報告の飛船が来たので、その処理のため名嘉真親雲上・頭下地親雲上・詰医者知念春林・脇目差の4人が多良間島に渡ったが、その帰途、琉球へ漂着し帰島したことが記されている。

## (2)『球陽』に見る「明和の津波」

『球陽』は次のように記す。

「此の日辰刻、國中より久米島及び慶良間島に至るまで、地大いに震ふ。退潮の時、屢次、海水猛騰し、尚満潮に似たり。宮古島に在りても又辰刻地震ふ。一刻の間に大浪騰涌すること三次、或いは三丈五尺或いは二丈五尺或いは十二・三丈にして、大石を岸上に揚置す。其の岸、海際より高さこと五丈なり。宮国・新里・砂川・友利・池間・前里の六村、伊良部島内伊良部・仲地・佐和田の三村、多良間島内仲筋・塩川の二村及び水納島共計十二村は浪に沖壊せらる。其の内、宮国・新里・砂川・友利は、房屋及び石牆・樹木・土地悉く洗蕩せらる。但各村背後の高処は房屋罕に存す。奈せん水納島は土地平坦にして、洪浪人家過越し、尽く洗蕩せられて存する無し。大小の石塊・白砂堆湊して石原と為り、当今、村籍を置き難し。凡そ損する所を挙ぐるに、各村の浪に漂さるる屋一千五十四軒、浪に侵さるる屋二十五軒なり。此の時、或いは他村の人民、事有りて過ぎ来り、淹死する者有り。或いは浪を被るの村民、他村に行在し、乃ち性命を保つ者有り。或いは房壁・材木等の物に靠着して、数日漂流し、遂に岸に上りて命を存する者有り。在番・頭目等、心を尽くして調治す。或いは其の難を趨り避けんとして、乃ち流蕩せらるる者有り。或いは浩浪の騰涌するを料らず、津辺に行きて以て船隻を護らんとして、乃ち性命を喪ふ者有り。諸役人民の溺死する者一千一百四十九名、女一千三百九十九名共計二千五百四十八名なり。又人家の、浪に被はれざるあり、或いは土地損壊する有り。凡そ損する所の田畝の賦数二石六斗四升三合六勺、圃場の賦数四百三十石八斗九升三合二勺三才、上木の穀数七石六斗六升二合五勺七才共計四百四十一石一斗九升九合四勺なり。其の土地を計るに共に一百二町九端五畝二十七歩に充つ。破船は大小七十六隻、斃馬四百三匹、斃牛二百三十八匹、損橋三座及び障潮の阿旦呢地二十九万九千四百坪、薄原六万二百坪、茅原十二万百坪、藪地二万千坪。各村番所六軒、織布屋十六軒、藍蔵五軒、船具屋一軒、俱に漂流せらる。在番・頭

目等急ぎ人民を聚め、諸役を派撥し、波浪に淹はれ、房屋に覆はれ、木石に衝かれて死する者の屍骸を収葬す。又勤番人を撥して、各海辺に趣き、凡そ屍骸の、随ひて漂来すれば随ひて収埋す。又家財を漂失して空身存命し、及び傷を受くる者有れば、所用の穀を發出して、糧食を支給し、以て賑濟を為す。急ぎ飛舟を撥して来報し、恭しく御覽に呈す。主上驚懼且哀しみ、特に毛維文亀川里之子親雲上盛喜を差はし、死者に祭を賜ひ、存じて托する無き者に糧を給し、以て庶民を安んず。毛維文、命を奉じ、急ぎ彼の島に赴く。(中略)。又多良間島は、悉く稼穡を損し、飲食欠乏し、尽く儲穀を發して賑濟するも、尚未だ敷くこと有らず。新穀未だ熟せざるの内、続食の穀並びに賦税の穀・村用の穀、皆難を免るるの各村をして派出せしめんことを請ふ。水納島は、房屋悉く浪に洗蕩せらる。租布を免ぜんことを請ふ。宮国・新里・砂川・友利四村は、多く居民を失う。而して圃場を損すること少く、受くる所の土地多きに次ぐ。長浜・前里・佐和田・国仲・仲地五村は、土地多く損し、圃場欠少す。宮国等四村の戸籍を將て、彼の本村背後の高地に移し、又長浜等五村の人民を派撥して彼の四村に配入することを請ふ。在番・頭目詳請す。此れに因りて、其の請ふ所の如く之れを允す。」と。

この『球陽』の記録の要旨は次の通りである。

- ①1771年3月10日午前8時頃に地震があり一刻の間に3回の津波があった。
- ②津波の高さは三丈五尺、二丈五尺・十二・三丈程で、海から五丈もある岸の上に大きな岩石などが打ち上げられた。
- ③宮国・新里・砂川・友利・池間・前里・伊良部・仲地・佐和田・仲筋・塩川・水納島の12カ村は津波の被害にあい、中でも宮国・新里・砂川・友利の4村は家屋・石垣・樹木・土地などが殆ど押し流されてわずかに村背後の高台にある家のみが残されており、水納島は平坦な島であるため人家とも全て押し流されて石原になった。
- ④波に流された家屋1,054軒・波に浸された家屋25軒の被害が出た。
- ⑤男1,149名、女1,399名、合計2,548名の役人・百姓の溺死者が出た。
- ⑥田2石6斗4升3合余・畑430石8斗9升3合余・上木7石6斗6升2合余、合計441石1斗9升9合4勺の被害が出た。面積としては102町9反5畝27步である。
- ⑦破船76隻・斃死した馬403匹・斃死した牛238匹・損壊した橋3座、防潮用の阿旦敷地29万9,400坪・薄原6万200坪・茅原12万100坪・藪地2万1,000坪・村番所6軒・織布屋16軒・藍蔵5軒・船具屋1軒が波に押し流された。
- ⑧在番・頭らは緊急に百姓を集め役人を配置して死体を回収、生きている被災者には所遣用の穀物を食糧として支給した。
- ⑨この津波の被害報告を受けた王府は急ぎ毛維文亀川里之子親雲上盛喜を宮古に派遣した。
- ⑩多良間島は悉く作物に被害を受け飲食が欠乏、貯穀を全て支給したが食糧を維持するこ

とができないので、災害を免れた各村から食糧の供出を願い出て許可された。

①水納村は家屋が全て押し流されたので、租布の免除を願い出て許可された。

②宮國・新里・砂川・友利の4カ村は多くの村民を失ったので、村の背後の高地に村を移し、長浜・前里・佐和田・国仲・仲地5村から村民を移住させることを願い出て許可された。

### (3)『宮古史伝』に見る『明和の津波』

『宮古史伝』ではこの津波を『明和の大海嘯』として紹介している。『球陽』を根拠資料に記したと思われ、内容は殆ど『球陽』と同じである。

「三月十日午前八時頃、地震があって不時に退潮し岩礁砂濱が遠くまで露はれた。海岸諸村の人々は之を怪しんでゐる内忽ち南方から前後三回に及び波高十二三丈、又は三丈五尺、又は二丈五尺に達する大海嘯が襲って来て、宮古本島の東海岸及び来間・池間・伊良部・下地・多良間・水納の各離島を洗ひ、友利・砂川・新里・宮國・池間・前里・伊良部・仲地・佐和田・鹽川・仲筋・水納の十二箇村に害を及ぼした。下地島は無人島故人畜の害なく、来間島は高所に邑ある故これも人畜に害はなかったが、他の遭難溺死者は實に二千五百四十八人（男千四百四十九人、女千三百九十九人）の多数に上り、馬四百三頭、牛二百三十八頭、また洗い去られた公設建物は村番所六軒、織布屋十六軒、藍藏五軒、船具屋一軒崩壊流失し、猶ほ大小船舶七十六隻、橋梁三座破損した。被害地域は田畑百二町九段五畝二十七歩、防潮阿檀林地二十九万九千四百坪、薄原六万二百坪、茅原十二万百坪、藪地二万千坪に及んだ。而して大小の岩塊砂礫は一帶の地に打ち揚げられて荒原と化し、石垣溝梁樹木家屋の倒壊せるあり流出せるあり、人畜等倒壊物に壓せられたる者等ありて、誠に阿鼻叫喚の巷と化して惨を極めた。在番及び頭などは現場に急行し庶民を督して救護収容に努めた。この報が中山政府に達するや国王は大いに驚き、社等に祈念せしめ、毛維文龜川里之子親雲上盛喜を慰問使として現場を訪はしめた。此の時の被害區域は宮古諸島に止まらず、八重山、久米、慶良間の諸島に及び、八重山の被害は最も甚大で宮古の数倍に達し九千三百九十三名溺死者を出した。この被害で多良間島は悉く農作を損じ、避難者は飲食の料に缺乏したので、政府は令して各村から公用穀を廻送せしめた。又水納島は房屋が悉く流出したので貢布を免ぜられた。友利、砂川、新里、宮國の四箇村は避難生存者が少なくて一村を作ることが出来ない故に佐和田、長濱、國仲、前里の五村から人民を分け移して、罹災地の後方の高所に新しく村邑を建てた。以後舊村の跡を元島と呼んでゐる。當時の罹災死屍の沿岸に漂着した者は皆與那覇西方の池の崎に収容し合葬して小碑を立てた。今に残存す。」と記す。

#### (4)『宮古島庶民史』に見る「明和の津波」

『宮古島庶民史』は「島民生活と飢饉」のみだして地震・津波・大暴風・大飢饉・流行病等を年表形式で紹介。明和の津波に関しては「明和八年（1771年）三月十日、友利、砂川、新里、宮国の四カ村及び多良間島に前代未聞の大津波あり。波の高さ十二・三丈に達し、遭難者二五四八人を出す。その他船舶七六隻破損、牛馬斃死六四一頭に及び、家屋は倒壊し田畑は押流されて惨状を呈した。当時の遭難死体は与那覇南浜に合祀し慰霊碑を立てた。」と記すのみである。『球陽』『宮古史伝』を参考に記したと思われる。

### 3. 『思明氏家譜』の「御問合書」に見る「明和の津波」

これまで「明和の津波」に関しては上記の『宮古島在番記』『球陽』『宮古史伝』『宮古島庶民史』の範囲内で語られてきた。これらの史資料から「明和の津波」の概要を知ることができるが、『思明氏家譜』の「御問合書」は宮古島から王府への現地報告書とあって、いずれの史資料よりもより具体的な被災内容が記されている。「御問合書」の要旨は次の通りである。

①津波の高さは宮国・新里・砂川・友利の4カ村で3丈5尺、池間・前里の2カ村では2丈5尺、伊良部・仲地・佐和田の3カ村では3丈5尺、下地島では12・3丈程であった。

②崩壊された家屋は、宮国・新里・砂川・友利の4カ村で591戸、池間・前里の2カ村で119戸、伊良部・仲地・佐和田の3カ村では75戸、合計785戸の家屋が波に押し流された。（多良間島・水納島の倒壊戸数が記されていないため総計は不明であるが、『球陽』の記録では1,054軒となっている。）

③死亡者数は、宮国・新里・砂川・友利の4カ村で役人5人・百姓2,037人（内、22人は他村の百姓）、池間・前里の2カ村では役人7人（内、4人は面引合のため池間へ出張中の役人）・百姓3人、伊良部・仲地・佐和田の3カ村では百姓23人、国仲村百姓2人（但し、来間島で死亡）、来間島では百姓10人、多良間島では362人、合計2,461人が波に引き流されて溺死した。（全滅した水納島の死亡者数が記されていないため総計は不明であるが、『球陽』では死亡者2,548人〔男1,149人・女1,399人〕と記されている。）

④その他、下地島では斃死した馬55匹、伊良部島から下地島へ往来する疋や浮道など3座・島尻村から狩俣村へ往来する浮道・漲水御獄囲いの石や船具格護屋の石壁などが津波を受けて崩壊した。

⑤多良間島では人口3,324人のうち362人が溺死、2,962人が生き残ったが、作物が全滅したため食糧難に陥った。「模合穀（貯穀）」から飯米を支給したが6月5日までの分しかなく、芋の実が出来る10月までの4ヵ月分の飯米430石2斗5升が宮古島から送られた。この多良間島へ送られた飯米430石2斗5升と多良間島の定納米・所遣米751石余、合計43

0石2斗5升は宮古島の人々で負担するよう申し付けられた。(人頭税の個人負担高が増される1つの例である。)

⑥水納島は家財・諸草木まで全て引き流されて全滅し、村の再興は困難と思われる状態であった。

※ 史料紹介・『思明氏家譜(御問合書)』の「明和の津波」

嘉慶十二丁卯霜月十八日写(1807年11月18日写)

御問合書

伊佐筑登之嫡子  
國仲村次男□□□□□□□□  
崎  
かね新□

覚

1. 當島之儀、三月十日五ツ頭時分地震仕一刻程間を置大波續様三度揚、宮國・新里・砂川・友利四ヶ村人家共波ニ致引流候段申来候付、即刻在番筆者與儀筑登之親雲上頭砂川親雲上惣横目友利親雲上以下役々并醫者仲宗根筑登之召列差越致見分候得者、人家并屋敷圍之石垣樹木土地迄も悉引流屋敷形も無之瀬原ニ相成、尤右村之後表檀上り有之候人家少々相残、人馬牛羊并豚庭鳥等致溺死、家財塵芥混雜ニ而沖江相流候茂有之、陸江致散乱候も有之、又ハ疵を負潮共呑及危命候者も餘多罷在候ニ付、折角養生方申付助命させ申候、且又人家被寄付崩掛候茂有之、急度解取せ候得ハ其内より疵を負出者も折角養生させ候處助命仕候者も有之、養生不相叶相果候者も有之候、依之家内数并人数取<sub>レ</sub>させ候得者家内数五百九拾壹百姓死人貳千拾五人、噯役之時砂川與人新里目差祢波筑登之友利村耕作筆者兼濱にや惣山筆者洲鎌にや新里村耕作仮筆者伊良皆にや五人村江詰居ニ而波ニ被引流及溺死申候、尤潮高三丈五尺程打揚申候。

訳・宮古島の儀、3月10日、午前8時頃に地震がおき、2時間程して大波が3度揚がって宮國・新里・砂川・友利4カ村の人家とも波に引き流されたとの報告があったので、即刻、在番筆者・與儀筑登之親雲上、頭・砂川親雲上、惣横目・友利親雲上、以下役人ら並びに医者・仲宗根筑登之らを引き連れて現地見分を行ったところ、人家や屋敷圍いの石垣・樹木・土地までも殆ど引き流されて屋敷の跡形もなく瀬原になっている。尤も、村の背後の高台にある家は少々残されている。人・馬・牛・山羊・豚・鶏などが溺死し、家財・塵芥が混雜して沖に流され、或いは、陸に散乱している状況である。又、傷を負い潮水を呑んで死に瀕している者も多くいるので養生を申し付け、又、人家が寄せられ崩れかけているので急いで解体させると中から傷を負って出てくる者もあり、養生させ助命した者や養生の甲

斐なく死んだ者もいる。これにより家屋の軒数・人数を取りまとめさせたところ、津波で流された家屋は591軒・百姓の死者は2,015人・役人の場合、砂川与人・新里目差祢波筑登之・友利村耕作筆者兼濱にや・惣山筆者洲鎌にや・新里村耕作仮筆者伊良皆にやの5人は村番所に詰めて居るとき波に引き流されて溺死した。津波の高さは3丈5尺(約10.59m)ほど打ち揚がっている。

1. 右ニ付、急度他村より人夫召寄役々手賦りを以下知方申渡、濱江寄揚候死骸又ハ家被覆木石ニ當り相果候者共取置方申渡候。

訳・右のような状態なので急ぎ他村から人夫を集め役人らを手配して下知方を申し渡し、浜に寄せ揚げられた死骸や家屋に押し潰され木石に当たって死んだ者たちを収容するよう申し渡した。

1. 右村々之者共男拾二人女四人ハ波被引流候砌壁并材木ニ取掛、海上或ハ二日或者三日或者四日振致漂流伊良部来間洲鎌狩又村抔江寄着候ニ付、早速取揚段々致看病助命させ申候。

訳・右村々の者たちで男12人・女4人は波に引き流された際に壁や材木に取りすがり、海上を2日或いは3日或いは4日と漂流し、伊良部・来間・洲鎌・狩俣村などに漂着したので、早速、救い揚げて看病させ助命させた。

1. 右村々井之儀、死人并家財木かや石杯ニ而打塞残人数用水差支候付、急度取出させ死骸取置方申渡結構為払除用水相達申候。

訳・右村々の井戸は死骸や家財・木・かや・石などで塞がれ、生き残った人々の用水に支障をきたしているの、急ぎ取り出させて死骸の収容を申し渡し、よく掃除をさせて用水の確保を行った。

1. 池間村前里村二ヶ村之儀、高二丈五尺斗波揚、池間村番所并家内數百拾九百姓拾五人喫役池間與人池間目差奥間筑登之山筆者砂川にや三人波ニ被引流致溺死候、尤被引流候百姓之内泳上り疵を負候者も有之折角養生させ致助命候。

訳・池間村・前里村の2カ村では、2丈5尺(約7.56m)程の波が揚がり、池間村番所や

家屋など119軒、百姓15人、役人で池間与人・池間目差奥間筑登之・杣山筆者砂川にやの3人は波に引き流されて溺死。波に引き流された百姓のうち泳いで陸に上がり傷を負った者もおり養生させて助命した。

1. 右二ヶ村百姓為面引合三月九日在番新城親雲上筆者名嘉真筑登之親雲上頭平良親雲上以下役々召列罷渡、翌十日新城平良兩人ハ前里村番所江罷居候内大波揚村中致騒動候付早速番所後之崖江走上り相凌申候、名嘉真筑登之親雲上脇筆者友利筑登之松原目差兼濱にや惣横目筆者高江洲にや之儀者池間村番所江罷居内大波揚候付早速逃走候處追付後より波ニ被引流候得共岩杯ニ取附助命仕申候、惣横目足多良間首里大屋子嶋尻目差山城筑登之西仲宗根杣山筆者上地にや仮若文字佐和田にや四人事池間村番所右人数同前逃走候處波ニ被引流及溺死申候

訳・右2カ村の百姓の「面引合」のため3月9日に在番新城親雲上・筆者名嘉真筑登之親雲上・頭平良親雲上は役人らを引き連れて池間島に渡り、翌10日、新城・平良両人は前里村（池間村と思われる）番所に居る時、大波が揚がり村中大騒動となったので、早速、番所後ろの崖に走り登り難を逃れた。名嘉真筑登之親雲上・脇筆者友利筑登之・松原目差兼濱にや・惣横目筆者高江洲にや等は、池間村（前里村と思われる）番所に居る時に大波が揚がったので、早速、走って逃げたが波に追いつかれ後ろから波に引き流された。しかし、岩などにしがみついて助命した。惣横目足多良間首里大屋子・嶋尻目差山城筑登之・西仲宗根杣山筆者上地にや仮若文字佐和田にや等4人は、右の池間村番所の役人等と同様に走って逃げたが、波に引き流されて溺死した。

1. 右次第二付而村々致騒動候砌二而、在番頭於平良ニ諸事相計得不申ハ不叶候故、百姓面引合之儀者差扣、右二ヶ村諸事之計得方前里與人并耕作筆者杣山筆者共江堅申渡、在番新城親雲上筆者名嘉真筑登之親雲上頭平良親雲上以下役々右村より即日平良江罷帰申候。

訳・右の様な次第で村々が騒動している際、在番・頭とも平良において諸事の采配を行わなければならないので、百姓の「面引合」は差し控え、右2か村の采配方は前里与人・耕作筆者・杣山筆者どもに堅く申し渡し、在番新城親雲上・筆者名嘉真筑登之親雲上・頭平良親雲上・以下役人らは右村からその日の内に平良へ帰ってきた。

1. 伊良部嶋之儀、高三丈五尺程波打揚、伊良婦仲地佐和田三ヶ村ハ家内数七拾五并百姓二拾三人被引流及溺死田畠等致損失候、長濱國仲両村ハ田畠方相損候得共人家迄ハ波打揚



不申候、尤國仲村百姓二人ハ来間村江用事罷渡居、大波揚候砌くり舟格護方加勢仕候迎來  
間村之者共同前波ニ被引流致溺死候。

訳・伊良部島では高さ3丈5尺(約10.59m)程の波が打ち揚がり、伊良部・仲地・佐和田の3か村は人家75軒・百姓23人が波に引き流されて溺死し田畑などを損失した。長浜・国仲の両村は田畑に被害があったが人家まで波は揚がらなかった。尤も、国仲村の百姓2人は来間村へ用事で渡っていたが、大波が揚がった時にくり舟の格護を加勢しようとして来間村の者らとともに波に引き流され溺死した。

1. 伊良部下地之儀、大波拾二三丈程打揚、同所南之海端より高九尋ニ四拾尋廻之石壱同長拾貳尋二尺横八尋高六尋三尺之石壱同長八尋壱尺横四尋三尺高四尋壱尺之石壱高拾尋程之上檀江打揚置候、其外ニ茂五六尋廻高三四尋之等を数多打上せ置候、且又牛馬牧并伊良婦五ヶ村百姓共畠方太分彼地江有之候処平坦之所ニ而波打越作物惣様相損、海垣迄被引取其上土も大半引流置候、馬之内五拾五疋又ハ百姓所持之牛羊等致溺死候、尤女馬九疋ハ生残申候、駒九疋父馬二疋女馬拾八疋ハ疲候ニ付以前馬佐事共渡飼立させ候故別条無御座候、且又伊良部より下地江往来之疋并浮道三ヶ所被打崩申候。

訳・伊良部の下地島では大波が2・3丈(約6～9m)ほど揚がり、島の南の海岸端から高さ約16.29m×周囲約72.4mの大石が1個、長さ約22.32m×横約14.48m・高さ11.76mの大石が1個、長さ約14.78m×横約8.15m・高さ約7.54mの大石が1個、高さ約18mほどの高台に打ち揚げられている。又、牛馬の牧場や伊良部5か村百姓どもの畠は大方が下地島にあったが、平坦な所なので波に吞まれて作物の全てが被害を受け、海垣までも引き取られ、その上、土までも大半引き流された。馬のうち55匹、又は百姓所持の牛や山羊なども溺死した。尤も女馬の9匹は生き残っている。駒9匹・父馬2匹・女馬18匹は衰弱していたので以前に馬佐事どもへ渡し飼育させていたため被害はない。又、伊良部から下地島へ往来する疋や浮道3か所も打ち崩された。

1. 嶋尻村より狩俣村江往来之浮道被打崩申候。

訳・嶋尻村から狩俣村へ往来する浮道も打ち崩された。

1. 来間村之儀、村敷檀上ニ有之村内迄波揚不申候処、人数拾二人ハくり舟格護方可仕与津口江罷出波ニ被引流致溺死候、尤南表下り之畠々相損置申候。

訳・来間村は村落が檀上にあり、村内までは波は揚がらなかったが、人数12人はくり舟の格護をしようと津口に出て波に引き流され溺死した。尤も村の南表の低いところにある畠々は被害を受けていた。

1. 上地村百姓三人洲鎌村二人下里村四人西里村九人西仲宗根村二人保良村一人長間村一人式拾人二人、宮国新里砂川友利四ヶ村江用事ニ罷越居候而波被引流溺死仕申候。

訳・上地村の百姓3人・洲鎌村2人・下里村4人・西里村9人・西仲宗根村2人・保良村1人・長間村1人、合計22人は宮国・新里・砂川・友利の4ヶ村へ用事で来ているとき波に引き流されて溺死した。

1. 諸村浦々江勤番人相附、死骸寄揚次第親類方江申達させ取置方申渡候、尤役々之儀各身家おゑて葬礼有之候。

訳・諸村の浦々へ勤番人を配置し、死骸を寄せ揚げ次第、親類の方へ知らせ、死骸の収容方を申し渡した。尤も役人らの儀は各自の家に於いて葬儀を行った。

1. 平良五ヶ村江者人家之災殃無御座候処、蔵元庭迄潮打揚漲水泊前之御嶽圍石并船具格護屋石壁共打崩、且又多良間船着船早速御物之類取御右泊江繫置候処波打込致破損候、尤乗人数ハ泳揚助命仕申候、地船之儀ハ野崎大泊江繫置候付場所能有之別条無御座候、且又餘之村々も波打揚畠方所々相損置候得共人家迄ニハ相掛不申候。

訳・平良5ヶ村へは人家の被害はなかったが、蔵元の庭まで潮が打ち揚がり、漲水泊前の御嶽の囲い石や船具格護屋の石壁とも打ち崩し、又、多良間船の着船があり早速御用物の類を取り卸して右の泊へ繋いであったが波に打ち込められ破損した。尤も乗組員は泳ぎ揚がり助命した。地船は野崎の大泊に繋いであったが場所が良かったので別に被害はなかった。且又、他の村々も波が打ち揚がり所々の畠に被害があったが、人家までは波は掛からなかった。

1. 家財被引流身すから相成候者共並疵負候者江ハ當分所遣より故実飯米相渡置申候。

訳・家財を引き流され身体1つになった者どもや傷を負った者どもには、当分、所遣から故実飯米（食料）を支給するよう申し渡してある。

1. 多良間嶋之儀、人居三千三百貳拾四人之内三百六拾二人波ニ被引流致溺死、二千九百六拾貳人ハ助命候処、畠方作物悉相損飯料及払底、模合貯穀有之候を一人ニ付一日ニ壹合ツツ飯米相渡候段、且又芋かつら一畝ん無之候間早々積渡度旨飛船を以彼嶋役人より申越有之候、右ニ付芋かつら之儀急度積渡植付させ申候。

訳・多良間島では人口3,324人の内、362人が波に引き流されて溺死し、2,962人は助命したが、畠の作物は悉く損害を被り、食料は底をついて、「模合貯穀」から1人に1合づつ飯米を支給している旨、且又、芋かつらが全滅状態なので早急に船に積んで送ってほしい旨、飛船を以て多良間島の役人から申し出があった。それで芋かつらを急ぎ船で積み渡して植えつけた。

1. 右ニ付四月十日與儀筑登之親雲上砂川親雲上致渡海見分仕候得共申越之通相違無御座候、嶋中故実并草野菜之類一圓無之故一日ニ壹合飯米ニ而ハ飢饉難相凌、漸々疲行候躰見及、今五日ツツ重飯米相渡候間、此分ニ而ハ乍漸作毛之働可相違由申出候、先様随分續方之計得入念候様役人共江堅申渡致帰帆候。

訳・右に付き、4月10日、與儀筑登之親雲上・砂川親雲上が多良間島に渡って現地見分したところ、申し越しの通り相違なかった。島中の故実や草野菜の類は皆無の状態なので1日1合の飯米では飢饉を凌ぎ難く次第に疲弊していくのは必至と思い、今、5日分の飯米をまとめて支給したのでこの分なら漸くながら農作の働きもできるであろうとの報告である。先々の飯米継続の計画方には念を入れるよう役人どもへ堅く申し渡して帰島した。

1. 右嶋之者百姓九人ハ為楫宮古嶋江罷渡申候、残人数二千九百四拾三人飯米一日ニ壹合五勺ツツ右貯穀を以賦方仕候得者六月五日迄之飯米有之、次口積渡不申ハ及餓死候外無之積候故、馬艦壹艘運漕申付、當嶋貯穀之内より運賃相込二百貳拾貳石四升先并故実用塩貳拾表麦味噌中壺參拾本差渡申候、先様飯料之考を以彼嶋用船より連々芋かつら積渡植付させ申事候得共、十月之頃実入飯米可罷成候得者、六月より九月中迄四ヶ月之飯米四百三拾石貳斗五升起差渡不申ハ不罷成、今貳百石餘ハ當嶋楫立船より積渡可申候。

訳・多良間島の者で百姓9人は楫取りのため宮古島へ渡っている。残り人数2,943人の飯米は1日1合5勺ずつ右島の「貯穀」から配給すれば6月5日までの飯米はある。次の飯米を積み渡さなければ餓死する他はないと思われるので、馬艦船1艘に運送を申し付け、宮古島の「貯穀」から運賃を含めて222石4升並びに故実用の塩20俵、麦味噌中壺30本を差し渡した。先々の飯料の考えを以て彼の島の用船で次々に芋かつらを積み渡し植えつけているけれども、10月頃に実ができて飯米にできるので、6月から9月中頃まで4か月

分の飯米430石2斗5升を差し渡さなければならず、今、200石余は宮古島の楷立船より積み渡さなければならない。

1. 右次第二付而、彼嶋定納米所遣穀七百五拾壹石餘并飢米四百三拾石式斗五升起都合千八百八拾壹石餘大地中割符を以差出不申ハ不能成候処、宮古嶋ニ茂畠方太分相損村々も有之、過分之穀高出米申付候而八百姓等極々可及困窮由諸役々申出候得共、此節之儀格別ニ候間、随分出精相働候様ニ与申渡置候。

訳・右の様な次第なので、多良間島の定納米・所遣穀751石余並びに飢米430石2斗5升、合計1,181石余を宮古島中に割符を以て出させなければならないが、宮古島にも畠を大分損じた村々も有り、過分の穀高の出来を申しつけては百姓らも極端に困窮に及ぶであろうと、諸役人たちからの申し出もあるけれども、この節のことは格別なことなので出精して働くようにと申し渡して置いた。

1. 水納嶋之儀も與儀筑登之親雲上砂川親雲上多良間嶋渡海之砌罷渡致見分候得共、人民壹人も残不申家財諸草木迄も悉皆被引流村形も無之所々大石小石白砂杯寄揚石原ニ罷成、且亦井之儀も相崩跡方相見得不申ニ付當分村建難罷成も、右嶋之儀八重山宮古嶋往来之船々潮掛仕事も有之用水無之候而不叶事候故、多良間嶋より慥成者差遣随分本井掘出首尾方申越候様、與儀筑登之親雲上砂川親雲上兩人ニ而多良間嶋役人共江申渡置候、右通不意之災殃致出来候間此段御届申上候。以上

卯五月五日

宮古嶋頭

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

在番筆者

名嘉真筑登之親雲上

與儀筑登之親雲上

在番

新城親雲上

大與座

訳・水納島のことも與儀筑登之親雲上・砂川親雲上が多良間島へ渡った際、島に渡って見分したが、人々は1人も残っておらず、家財・諸草木までも悉く引き流され、村は跡形もなく所々に大石・小石・白砂などが寄せ揚げられて石原となっている。又、井戸も崩壊し

て跡形も見えないので、当分、村の再建は困難な状態であるが、水納島は八重山と宮古島を往来する船々が停泊することもあり、用水がないと困るので、多良間島から慥かな者を派遣して本井戸を掘り出しその結果を報告するよう、與儀筑登之親雲上・砂川親雲上の兩人で多良間島の役人どもへ申し渡した。右の通り不意の災害が起きたので、その旨、お届け申しあげる。以上

卯（1771年）5月5日

宮古嶋頭

平良親雲上

下地親雲上

砂川親雲上

在番筆者

名嘉真筑登之親雲上

與儀筑登之親雲上

在番

新城親雲上

大与座

覚

1、多良間嶋之儀、先書ニ申上置候通人居三千三百式拾四人之内三百六拾式人波ニ被引流致溺死式千九百六拾式人ハ助命仕候処、畠方作物悉相損飯米及払底、模合貯穀百五拾八石六斗式升先有之候を一人ニ付壺日ニ壺合ツツ飯米相渡候段、且又芋かつら一圓無之候間早々積渡度旨飛船を以彼嶋役人より申越有之候、右ニ付芋かつら之儀急度積渡植付させ申候。

覚

訳・多良間嶋の儀、先書で申し上げて置いた通り、人居3324人の内362人は溺死いたし2962人は助命したが、畠の作物は悉く被害を受けて飯米も底をついたので、模合貯穀8石6斗2升から一人につき一日に一合ずつ飯米を支給した旨、且又、芋カツラも全くないので早々に積み渡して欲しい旨、飛船を以って彼の島の役人から報告があった。右につき芋カツラについては急ぎ積み渡して植え付けさせた。

覚

宮國村小濱親さ子細工

かね

同村よいむ下女かめい男子

よの

右者昨日之大波ニ被引流同村前之干瀬外ニ壁寄来候ニ付取懸り伊良部下地ふりと申所江揚居候を勤番之者共見附番所江列參置候、氣界之儀草臥迄ニ而何そ氣遣無之候、此段御引合申上候。以上

卯

三月十一日

長浜與人

御藏元

覚

宮国村小浜親さ子細工

かね

同村よいむ下女かめい男子

よの

訳・右の者は昨日の大波に引き流され同村前の干瀬の外に寄って来た壁に取りすがり、伊良部の下地ふりという所へ揚がって居るのを勤番の者共が見つけ番所へ連れてきてある。快気については草に臥せて置くだけで何ら心配は無用である。この旨、ご報告申し上げる。以上

卯(1771年)

3月11日

長浜与人

御藏元

砂川村前川根之

まつかね

右者事壁ニ乗掛り今日七ツ時分暖内長間濱与申所江活揚候ニ付即刻取揚粥等相進養生仕助命させ置候、猶又他村死骸之内三拾歳比之女壹人六拾歳比之男五人七八歳比之女三人合九人右濱江今日八ツ時分寄来候ニ付場所見合結構葬させ置申候、此段御引合申上候。以上

卯

三月十一日

御蔵元

國仲にや  
荷川取にや  
豊平にや  
識名にや  
平良にや  
来間目指

砂川村川根之

まつかね

訳・右の者の事、壁に乗り掛り今日七ツ頃に長間浜という所へ生きて漂着したので即刻救い揚げ、粥などを進めて養生させ助命させた。猶又、他村の死骸の内30才頃の女1人、60才頃の男5人、7・8才頃の女3人、合計9人は右の浜へ今日の八ツ頃に漂着したので場所を選んで葬らせた。この旨、ご報告申しあげる。以上

卯(1771年)

3月11日

御蔵元

国仲にや  
荷川取にや  
豊平にや  
識名にや  
平良にや  
来間目指

砂川村上立や之宮國かめい妻

かなし

右者今晚角之木江取懸り與那覇村前之濱寄来候ニ付勤番人見付番所江列参粟之湯味噌汁なと呑シ看病仕候ニ付成程氣分能御座候、何そ身ニ疵ハ無之ニ付氣遣之儀者無之候得共、腰痛有之當分ハ歩行難成由候ニ付番所江介抱申付置候、此段御引合申上候。以上

卯

三月十一日

與那覇村加勢

與那覇にや

(訳)

砂川村上立や之宮国かめい妻

かなし

右の者は今晚、角木に取りすがって与那覇村の前の浜に漂着したのを勤番人が見つけ番所に連れてきて粟湯や味噌汁などを吞せて看病したため次第に元気を取り戻した。身体に傷はないので気遣いはいらぬが、腰痛があり当分は歩行困難なので番所に介抱を申し付けておいた。この旨、ご報告申し上げます。以上

卯(1771年)

3月11日

与那覇村加勢

与那覇にや

宮國村上こむり之

かね石垣

同村山□し之

まつ

右者伊良部下地大濱与申所江寄着候段今日酉時分當所番所江自身二而參候付早速湯粥相進養生仕候。以上

同村泊之

かね上地

但伊良部村構之長山浦江寄着候段海廻之者共申來候付早速湯粥など筆者共差遣養生させ番所江列參置申候

右腰書之通寄着候段心之及養生相達もはや安居させ置申候。以上

卯

三月

(訳)

宮國村上こむり之

かね石垣

同村山□し之

まつ

右の者は伊良部下地の太濱という所に漂着し、今日の酉(午後6時)頃に当番所へ自分で来たので、早速、湯粥を進め養生させた。以上

同村泊之

かね上地

但し、伊良部村の長山浦へ漂着した旨、海廻の者共が申して来たので、早速、筆者共が湯



粥などを進めて養生させ村番所へ連れてきた。

右の腰書の通り漂着したので心の及ぶ養生を行い，最早，安居させている。以上

卯（1771年）

3月

砂川村いつな□男

かね

同村同所之女

ふな

同村上やかり屋之女

かなし

宮國村川上之

める

右人数狩又村入満与申浜江家之壁江乗参候段見及，即刻人夫差遣陸江取揚養生仕助命させ置申候，衣裳之儀取寄せ着させ置申候。此段御引合申上候。以上

卯

狩又村耕作仮筆者

三月十二日

御蔵元

(訳)

砂川村いつな□男

かね

同村同所之女

ふな

同村上やかり屋之女

かなし

宮国村川上之

める

右の人数は狩俣村の入満という浜へ家屋の壁に乗って漂流して来るのを発見，即刻，人夫を遣い陸へ救い揚げて養生させ助命させた。衣裳の儀も取り寄せて着けさせてある。この旨，ご報告申し上げる。

卯（1771年）

狩俣村耕作仮筆者

3月12日

御蔵元